

【声 明】

森英介法相による死刑執行に抗議する

2008年10月30日
日本国民救援会
会長 鈴木 亜 英

法務省は28日、2人の死刑を執行したと発表した。

森英介法務大臣が9月24日に就任して以来、ほぼ1か月での死刑執行であり、被執行者はそれぞれ死刑確定から約2年、約1年10か月で、これまでの平均8年をはるかにしのぐ急執行となる。

国民救援会は、死刑制度の存廃に関する国民的議論を尽くさないままに、現在の司法が治安強化の立場から厳罰主義に傾斜して死刑判決が増加しているという異常な現状のもとで、国際人権章典の精神や死刑廃止の国際的な流れから起こっている内外の厳しい批判に逆行する、この死刑執行に厳しく抗議する。

国民救援会は、戦前、拷問など残虐刑罰廃止を掲げて運動し、戦後は、不当な死刑判決を宣告された犠牲者を助けだした実績をつくってきた反面、無実を叫びながら死刑を執行された苦い経験をもっている。

人間の行う裁判制度に絶対的に誤りがないということはいえず、誤判による死刑はその悲惨さとともに、回復不可能な刑罰であり、加えて、国民救援会は、誤判だけでなく、松川事件などのように権力によって意図的に死刑を言い渡された恐怖も身をもって体験してきた。

死刑存置論の根拠として、犯罪抑止力と被害者の感情などが挙げられているが、犯罪抑止力の効果については、立証されておらず、また、応報感情・思想は歴史的にも変化しており、近代の刑罰制度においては、応報刑から教育刑、身体刑から自由刑へと大きく変わってきているのである。

世界的には、国際人権諸規定で死刑廃止の方向が打ち出されて、現在、世界の半数近い国で死刑が実質的に廃止されている。日本国内においても、裁判員裁判で国民が死刑判決に関与することから、死刑制度について論議が広がり始めているところである。

国連規約人権委員会においても、日本の人権状況が審議され、日本政府に対して二度にわたって「死刑廃止に向けて努力すべきである」との勧告を出している（1993年、1998年）。

また、2007年5月18日に示された国連の拷問禁止委員会による日本政府報告書に対する最終見解・勧告においては、日本の死刑制度の問題点を指摘したうえで、死刑の執行を速やかに停止すべきことなどが勧告された。さらに、同年12月18日には、国連総会本会議において、すべての死刑存置国に対して死刑執行の停止を求める決議が圧倒的多数で採択された。

以上のとおりで、国民救援会は、森法相による死刑執行に抗議するとともに、当面、死刑の執行を停止し、死刑廃止条約を批准して、死刑を廃止することをあらためて要求するものである。